

Title	英米法記事
Sub Title	
Author	慶應義塾英米法研究会(ケイオウ ギジユク エイベイホウ ケンキュウカイ)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1934
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.13, No.2 (1934. 7) ,p.221- 224
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19340721-0221

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英米法記事

慶應義塾英米法研究會

【記事第七】

◇殖民地判決の執行

一九二〇年 Administration of Justice Act, Part II の定むるところに依ると、聯合王国 (United Kingdom) 以外のイギリスの領土 (King's Dominions) に於ける上級裁判所の或種の判決は High Court で登録せらるべきものとしてゐる。ところが、右の法律は勅令 (Order in Council) を以て同法を特定地域に施行すべきことを定めなければ、その效力を有しないとせらるゝのであるが、かゝる勅令は當該地域に於て之に對應する規定が設けられなければ、發せられぬことになつてゐるのである。事實上は

(461)

英米法記事

右法律を施行すべき勅令は自治領 (Dominions) 殖民地 (Colonias) 及び屬領 (Dependencies) の大部分に對して發せられてゐる (Annual Practice, 1934. p. 738. 参照)。ところが、インド及びカナダは未だに右法律の施行を見なすことは大いに注目してゐるのである。一般的に云へば、右法律の基底を爲す原則は一九三三年の Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Act に依つて、外國にまで擴大せられたものと云ふことが出来る。而して、この一九三三年法は明かに一九二〇の年法の Part II を結局に於て補充せんとするものである。従つて、三三年法第七條 subsect (1) の規定するところに依れば、イギリス

皇帝陛下は勅令を以て同法 Part I (相互的執行に關する規定) をイギリス聯合王國以外の地域に施行すべきことを定め得るのであつて、若し勅令を以てかく定められたる場合には、一九二〇年法 Part II はその效力を失ふことになるのである。勿論、勅令公布の時一九二〇年法 Part II が既に行はれてをる自治領、殖民地、屬領等の前示諸地域に關する限りに於てはこの限りではない。

一九三三年十一月十日勅令が公布せられ、之に依りて一般に聯合王國以外の地域に一九三三年法 Part I が施行せらるゝことになつた。そこで、その効果は如何であるか。自治領、殖民地等の總ての判決が執行せらるべきものであると云ふのではなく、たゞ國王は勅令を以て各自治領殖民地等の判決をイギリス本國に於て登録し得ることを定めることが出来るものである。固よりこの場合當該自治領、殖民地等に於ても之に付き互惠主義に依るべきことを條件とするものである。従つて、判決登録の原則も之をカナダに擴張することが出来るが、之がため

にはカナダに於ても之に對する互惠主義を是認しなればならぬ。しかし乍ら、既に一九二〇年法に基く勅令の主題たる自治領、殖民地等の關する限りに於ては、之等は一九三三年法に依つて何等の影響を被らざるものと云はねばなるまい。

前述した諸法律及び勅令の結果は、自治領、殖民地等の判決は R. S. C. Ord. XLIA の規定に従はねばならぬことになるのであるが、今後互惠主義を是認する自治領、殖民地等の判決は外國のそれと同様に取扱はれる。従つて、R. S. C. Ord. XLIB の規定に従はねばならぬ。勿論前示 R. S. C. Ord. XLIA 及び Ord. XLIB の規定はその効果に於ては實質的には同一であるが、この兩者間には瑣々たる相違が存在してをる。而して、かかる相違は實務家に於ては之を承知してをらねばならぬのである(L. T. Vol. 147-No. 4748, p. 220)。

◇法律改正委員會

(Law Revision Committee)

去る一月任命を見たる法律改正委員會は大法官が屢々之に諮問する法諺及び法律原理が近代的狀況の下に於ては如何なる程度の改正を加へられねばならぬかを考究するものであるが、同委員會は *actio personalis mortis cum persona* (人的訴訟は人と共に消滅す) と云ふ法諺、並に「民事裁判所に於ては人の死亡は損害 (injury) として之を訴ふることを得ず」と云ふ規則に付ては Lord Salisbury (大法官) に對し暫定報告書若くは中間報告書 (Interim Report) を提出することを欲したのであつた。

報告書の述ぶるところに依ると、街上交通事故に因つて死亡する者は極めて頻々として之を見るのであるから、この方面に於ける法律の改正は最も急を要するものであり、又、最も國家的に重要なものであるとせらるゝのである。過失ある運轉手死亡したる場合、彼の過失に因り大なる傷害を被つた者が、彼に對し若くは彼の財産に對し主張し得べき権利は消滅することとなるべく、且又彼の保險會社は補償すべき何物をも持たぬのである。

英米法記事

之は云ふまでもなく、かゝる事故に依つて損害を被つた者に對する、救済を確保すべき立法上に於ける一大欠陥と云はざるを得ない。街上の交通事故と關聯するこの問題の重要性は前示法諺の是正を免れぬものであることを委員會をして痛感せしめたところであるが、果して然らば、委員會は更に前示規則の殘余の部分にして未だ例外的事例に依つて蠶食せられてをらぬ部分に付ても、十分に検討すべき機會を得なければならぬ。たゞ各種既存の變則的又は例外的事例を常に記憶することは決して容易なことではないと云ふ事實は前示規則が變更せられ、而して法律が一部近代化せられた場合に於ても、論理は恐らく十分にその效用を發揮することは出来ぬものであると云ふことを示すであらう。兎に角、右委員會の報告書は大いに注目し價するところである (L. T. Vol. 177, No. 4784, p. 218)。

◇ Probate, Divorce, and Admiralty Division の裁判事務

二二三

Hilary Sitings の最終日に於て、この開延期に於ける檢認・離婚・海事部の事件處理成績に付き、部長 Sir Boyd Merriam の報告するところは次の如くである。

先づ海事々件表に掲げられたる事件は悉く處理することを得たのみならず、更に新なる一事件、即ち船舶衝突事件であるが之は事件發生後十六日間に於て裁判することを得たのであつた。次に開延期當時 Divisional Court に繫屬してゐた上訴事件も總てその裁判を終了し得たのである。次に、開延期事件表 (term's list) に於ける七一九件の關席裁判 (undertended cases) も又總て之を終つたのであるが、當事者の申請に依つて終了に至らなかつたものも多少ある。檢認及び離婚陪審事件三七件も片が付いた譯であるが、これ又當事者の申請に依つて裁判が延期せらるゝに至つたものもある。

Merriam 部長を懸念せしめたものは離婚及び檢認非陪審事件にして關席裁判に非るものであつた。開延期當時はその數實に三八五件に達してゐたが、そのうち二四

〇件は或は裁判を終了し或は延期となつたのであり、一四五件は遂に終了するに至らなかつた。次の開延期には之等に更に一六五件が加へられてゐる次第である。

次の開延期は陪審事件は持越されてゐないから海事々件、及び離婚事件で關席裁判にして陪審を要求せられたるものを別として全開延期を關席裁判に非る事件に充てることが出来るので、Merriam 部長は次の開延期の終りまでにはこの方面に大なる發展を希望してゐる譯である (L. T. Vol. 117-No. 4749, p. 239)。